

○島根県警察情報管理システムの整備及び管理に関する訓令

(令和5年4月13日島根県警察訓令第17号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察における情報管理システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図るため、島根県警察情報管理システム（島根県警察が整備する情報管理システムであって警察庁が整備する情報システムと接続されていないものをいう。以下「県警察情報管理システム」という。）の整備及び管理に関する基本的事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 島根県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、県警察情報管理システムの整備及び管理を行うものとし、特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、県警察情報管理システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、県警察情報管理システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の県警察情報管理システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効率的な活用の推進を図るものとする。

2 島根県警察は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、県警察情報管理システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、県警察情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、県警察情報管理システムの安全性を確保するものとする。

(情報管理業務監査)

第3条 警察本部長は、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

(細部事項)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(島根県警察情報管理システムの運営に関する訓令の廃止)

2 島根県警察情報管理システムの運営に関する訓令（令和元年島根県警察訓令第10号）は、廃止する。